令和７年度　健康起因事故防止助成事業　実施要綱

令和７年４月１日

一般社団法人埼玉県トラック協会

（目　的）

第１条　この要綱は、ドライバーの高年齢化が進む現状において、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失等の健康起因事故を引き起こす可能性のある無症候又は未発症の疾病を早期発見し、それらの発症・進行を防止するために、協会員がドライバーに協会で定める健診を受診させた場合、費用の一部を予算の範囲内で助成することとし、もって、会員が安心して労働力を確保し、安定した輸送サービスを提供することを目的とする。

（助成対象者の範囲）

第２条　助成対象者は、協会会員事業所が埼玉県内の営業所において継続して雇用しているドライバーとする。

　２　一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和２年国土交通省告示第５７５号又は令和６年国土交通省告示第２０９号）を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。

（受診期間及び助成金申請期限）

第３条　受診期間は、令和７年３月１日～令和８年２月２８日までとし、助成金の申請期間は、令和８年３月６日までとする。

（助成対象健診及び助成額）

第４条　助成対象健診並びに1人当たりの助成額は、当該各号に定めるところによる。

　　　（１）　脳ドック　　　 受診費用(税込)の1/2　上限10,000円

（２）　脳ＭＲＩ健診 受診費用(税込)の1/2　上限10,000円

（３）　頸動脈エコー　 受診費用(税込)の1/2　 上限 1,500円

（４）　心エコー 受診費用(税込)の1/2 上限 4,000円

（５）　あたまの健康チェック®　1,630円

２　１会計年度の助成総額は予算の範囲とし、１会員における助成額は、１５万円を上限とする。

（助成金の申請方法）

第５条　助成金の申請は、当該各号に定めるところによる。

1. 脳ＭＲＩ健診は、様式１※より申込み(予算取り)を行い、受診並びに支払完了後に様式５を令和８年３月６日までに提出する。

※出張健診の場合は申請様式が異なります。事前に業務部へご連絡下さい。

　　　（２）　脳ドック、頸動脈エコー、心エコーは、様式２により事前申請(予算取り)を行い、受

診並びに支払完了後に様式４を令和８年３月６日までに提出する。

（３）　あたまの健康チェック®は、様式３に会員負担分を添えて提出するものとする。

（助成の確定）

第６条　前条の（１）及び（２）により申請があった場合には、協会は様式１又は様式２により交付を決定するものとする。

（取下げ）

第７条　会員は、提出した事前申請について取下げがあった場合には、様式５を提出することとする。

（その他）

第８条　この実施要綱に定めるもののほか、運用上必要な事項は、別に定める。

（書類の追加提出）

第９条　協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

（附　則）

本要綱は、２０１９年４月１日から施行する。

本要綱は、令和５年４月１日から一部改訂する。

本要綱は、令和６年４月１日から一部改訂する。

本要綱は、令和７年４月１日から一部改訂する。